

## 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて

要介護認定及び要支援認定の更新においては、認定調査員による介護認定調査（面会）を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、現在の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で合算（延長）できることとなりました。

つきましては、介護認定調査（面会）を受けず、現在の介護度及び有効期間を12ヶ月延長することを希望する方は、別紙申出書にご本人の住所、氏名、生年月日、被保険者番号を記入、押印のうえ、介護保険（要介護更新認定・要支援更新認定）申請書と併せてご提出くださいますようお願いいたします。

なお、新規申請及び区分変更申請については、介護認定調査（面会）は必要となりますので、ご理解ご協力の程、併せてお願いいたします。

お問い合わせ先  
勝浦市高齢者支援課 介護保険係  
電話 0470-73-6617（直通）